

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークの使用）

第2条 ロゴマークは、「ちばダイバーシティ宣言」に賛同する者が使用することができる。ただし、以下に該当する使用は禁ずる。

- (1) ロゴマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること
- (2) ロゴマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること
- (3) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用する

2 前項の者がロゴマークを使用するときは、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用申請書（別記第1号様式）を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにロゴマークを使用しようとする（以下、「収益目的」という。）者は、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、知事がこれを公益に資すると認め許諾した場合においては、ロゴマークを使用することができる。

4 知事は、第2項又は前項の規定による申請について、必要があると認めたときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用届出書（別記第3号様式）を提出することにより、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 県内市町村
- (2) 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育の目的で使用する場合に限る）
- (4) 報道機関（報道又は広報の目的で使用する場合に限る）

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無償とする。ただし、収益目的の場合は有償とする。

2 有償使用の場合のロゴマーク使用料の額は、別表において定めるところにより算定する。

(使用の許諾)

第4条 知事は、第2条第2項又は第3項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当

する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

- (1) 千葉県の商品性を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) ロゴマークを「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) ロゴマークの修正指示に応じないとき。
- (6) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) 第8条の各号に該当するとき。
- (8) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用許諾通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 知事は、使用を許諾しないときは、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用不許諾通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請等の内容に従い使用すること。
- (2) 申請等の内容に基づくロゴマークの使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- (4) 原則として「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」（又は「チーバくん」）との標記を付すること。

（許諾内容等の変更手続）

第6条 第2条第5項の規定により届出を行ったロゴマークの使用内容を変更しようとする者は、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用内容変更届出書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定により許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとする者は、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用内容変更申請書（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。

3 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク申請内容変更許諾通知書（別記第8号様式）により、申請者に通知するもの

とする。

- 4 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク申請内容変更不許諾通知書（別記第9号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 5 第2条第4項の規定は、第2項の申し込みについて準用する。

（使用の是正及び禁止）

第7条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- （1）第5条に定める規定に反するとき。
- （2）千葉県品の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- （3）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- （4）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- （5）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- （6）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止することができる。

- （1）前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- （2）前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 知事は、前項の規定により、使用を禁止するときは、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用禁止通知書（別記第10号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 知事は前項及び第8条の規定による使用禁止により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（暴力団排除措置）

第8条 第7条の規定にかかわらず、知事は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、ロゴマークの使用を禁止することができるものとする。

- （1）役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力

団員」という。) であるとき。

- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(責任の制限)

第9条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、県は責任の一切を負わないものとする。

(ロゴマーク使用料の免除)

第10条 有償による使用の場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者は、ロゴマーク使用料の免除を申請することができる。

- (1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。
- (2) 千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認めるとき。
- (3) 使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認めるとき。
- (4) その他知事が免除することが適当であると認めるとき。

2 前項の規定によりロゴマーク使用料の免除を申請する者は、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料免除申請書（別記第11号様式）に、前項各号のいずれかに該当することが分かる書面を添えて、知事に提出するものとする。

3 第2条第4項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

4 知事は、第2項の規定による申請が第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料免除許諾通知書（別記第12号様式）により、申請者に通知するものとする。

5 知事は、第2項の規定による申請が第1項の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料免除不許諾通知書（別記第13号様式）により、申請者に通知するものとする。

(ロゴマークの使用期間)

第11条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き使用申請書に記載のとおりとする。

- 2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

(ロゴマーク使用料の納付)

第12条 ロゴマーク使用料は、次に掲げる各号の区分に応じ、各号の定める時期に算定する。

(1) 製造物等申請時に総量が確定するもの
原則として申請時点で一括して算定する。

(2) 申請時に総量を確定するのが困難なもの
一定の期間を定め、その期間ごとにロゴマーク使用料を算定する。

- 2 使用者は、前項の規定によるロゴマーク使用料の算定後、知事が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から15日以内にロゴマーク使用料を支払うものとする。
- 3 前項の規定により納入されたロゴマーク使用料は、原則としてこれを返還しない。
- 4 第1項第2号により、ロゴマーク使用料を算定する場合、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料実績報告書（別記第14号様式）により、第5条第2項の規定による通知に記載されたロゴマーク使用料算定期間ごとに、ロゴマーク使用料の額を報告するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

- 2 本要領は、通知なく改訂される場合がある。改訂内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年7月5日から施行する。

別表（第 条第 項）

目的	ロゴマーク使用料
販売を目的とするもの	小売価格（消費税賦課前）× 3 % × 製造個 数
販売以外を目的とするもの（景品等）	製造価格 × 3 % × 製造個数
サービス	サービス利用料金 × 3 % × 利用回数
上記以外でロゴマーク使用料の算定が 困難な場合	別途協議の上で決定した額

第1号様式（第2条第2項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用申請書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

「ちばダイバーシティ宣言」に賛同します。

使用対象	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
数量	

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- （1）企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- （2）申請者の概要がわかる書面
- （3）その他

次の1（1）から（3）まで及び2（1）から（5）までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の3（1）から（5）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

- 1（1）ロゴマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること。
- （2）ロゴマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること。
- （3）その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。

- 2（1）千葉県の商品性を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- （3）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- （4）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- （5）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

- 3（1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾された内容に基づくロゴマークの使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- （4）原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」（又は「チーバくん」）と標記を付すること。

第2号様式（第2条第3項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用申請書（収益目的）

年 月 日

千葉県知事 宛

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用対象				
使用目的				
使用方法				
使用期間	年 月 日～ 年 月 日			
使用場所				
ロゴマーク使用料	価格又は利用料金	数量 又は利用回数	料率	計
			3%	
ロゴマーク使用料算定期				

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申請者の概要がわかる書面
- (3) その他

次の1（1）から（3）、2（1）から（5）までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の3（1）から（7）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

- 1（1）ロゴマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること。
- （2）ロゴマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること。
- （3）その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。

- 2（1）千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- （3）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- （4）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- （5）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

- 3（1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- （4）原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」（又は「チーバくん」）と標記を付すること。
- （5）原則として物品には許諾番号を付すること。
- （6）許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （7）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第3号様式（第2条第5項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用届出書

年 月 日

千葉県知事 宛

<届出者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用対象	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
数量	

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 届出者の概要がわかる書面
- (3) その他

次の1（1）から（3）まで及び2（1）から（5）までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の3（1）から（4）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

- 1（1）ロゴマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること。
- （2）ロゴマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること。
- （3）その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。

- 2（1）千葉県の商品性を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- （3）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- （4）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- （5）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

- 3（1）届け出た内容により使用すること。
- （2）届け出た内容に基づくロゴマークの使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- （4）原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」（又は「チーバくん」）と標記を付すること。

第4号様式（第4条第2項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申請のあった、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号				
使用内容				
使用目的				
使用方法				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
使用場所				
ロゴマーク使用料	価格又は利用料金	数量 又は利用回数	料率	計
			3%	
ロゴマーク使用料算定期				
条件				

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

1 無償又は有償利用の場合

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添の「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」（又は「チーバくん」）と標記を付すること。

2 有償利用の場合

- (1) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (2) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (3) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第5号様式（第4条第4項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申請のあった、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークの使用については、本県におけるダイバーシティの普及・啓発を図る上で、公益上の観点及び著作権管理の観点から、ロゴマークを使用することが適当であると認められないため、不許諾とします。

第6号様式（第6条第1項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用内容変更届出書

年 月 日

千葉県知事 宛

<届出者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

○年○月○日付で届出た内容について、下記のとおり変更を届け出ます。

記

(使用内容)
(変更内容)

※必要に応じて、資料を別途添付する。

第7号様式（第6条第2項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用内容変更申請書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

〇年〇月〇日付で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更を申請します。

記

(使用内容)
(変更内容)

※必要に応じて、資料を別途添付する。

第8号様式（第6条第3項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申請のあった、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用内容
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

1 無償又は有償利用の場合

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添の「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」（又は「チーバくん」）と標記を付すること。

2 有償利用の場合

- (1) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (2) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (3) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第9号様式（第6条第4項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申請のあった、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークの使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

許諾番号	使用内容
(理由)	

第10号様式（第7条第3項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用禁止通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで許諾した（届出のあった）ロゴマークの使用については、下記のとおり使用を禁止します。

- 1 使用禁止の内容
- 2 理由

第11号様式（第10条第2項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料免除申請書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料の免除を申請します。

記

使用対象	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
数量	

免除が該当する理由（該当する箇所に○を記入してください。）

(1)	自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用する時。
(2)	千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認めるとき。
(3)	使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認めるとき。
(4)	その他知事が免除することが適当であると認めるとき。

※上記免除理由に該当することがわかる書面を添付すること。

第12号様式（第10条第4項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料免除許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申請のあった、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料の免除申請については、下記のとおり「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料を免除します。

記

使用対象	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
数量	
免除該当理由	

第13号様式（第10条第5項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料免除不許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けでありました、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料免除の申請については、次の各号のいずれにも該当しないので、不許諾とします。

- (1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用する時。
- (2) 千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認める時。
- (3) 使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認める時。
- (4) その他知事が免除することが適当であると認める時。

第14号様式（第12条第4項）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料実績報告書

年 月 日

千葉県知事 宛

<報告者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

〇年〇月〇日付け第 号で承諾された、「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークの使用料について、下記のとおり報告します。

記

	使用対象			
許諾番号				
算定の対象となる使用期間				
ロゴマーク使用料	価格又は利用料金	数量 又は利用回数	料率	計
			3%	

※期間ごとの「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用料の実績額が0円の場合でも、本様式による実績報告を行うこと。